

令和5年 第1回山梨西部広域環境組合議会定例会  
会議録

令和5年3月30日 開会

令和5年3月30日 閉会

山梨西部広域環境組合議会

山梨西部広域環境組合告示第1号

令和5年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年3月22日

山梨西部広域環境組合 管理者 望月 智

- 1 期日 令和5年3月30日（木） 午前10時
- 2 場所 中巨摩地区広域事務組合 管理棟2階議場

# 令和5年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会会議録

令和5年3月30日（木） 午前10時00分 開議

## 議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸報告   |
| 日程第4  | 議長選挙  |
| 日程第5  | 承認第1号 専決処分の承認を求める件（山梨西部広域環境組合職員給与条例中改正の件）     |
| 日程第6  | 議案第1号 山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件         |
| 日程第7  | 議案第2号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  |
| 日程第8  | 議案第3号 山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例中改正の件             |
| 日程第9  | 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 日程第10 | 議案第5号 令和4年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）            |
| 日程第11 | 議案第6号 令和5年度山梨西部広域環境組合一般会計予算                   |
| 日程第12 | 議員提出議案第1号 山梨西部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件      |

出席議員

1 番	浅川 裕 康	2 番	清 水 康 雄
3 番	飯 野 久	4 番	野 中 國 幹
5 番	内 田 俊 彦	6 番	秋 山 俊 和
7 番	長 谷 部 集	8 番	藤 原 正 夫
9 番	井 口 貢	10 番	福 田 清 美
11 番	小 川 好 一	12 番	望 月 十 四 朗
13 番	遠 藤 公 久	14 番	小 泉 昇 一
15 番	鮫 田 洋 平	16 番	樋 口 敏 夫

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

中 央 市 長	望 月 智 (管理者)
韮 崎 市 長	内 藤 久 夫 (副管理者)
南アルプス市長	金 丸 一 元 (副管理者)
北 杜 市 長	上 村 英 司 (副管理者)
甲 斐 市 長	保 坂 武 (副管理者)
市川三郷町長	遠 藤 浩 (副管理者)
早 川 町 長	辻 一 幸 (副管理者)
身 延 町 長	望 月 幹 也 (副管理者)
南 部 町 長	佐 野 和 広 (副管理者)
富 士 川 町 長	望 月 利 樹 (副管理者)
昭 和 町 長	塩 澤 浩 (副管理者)
会 計 管 理 者	清 水 由 香
事 務 局 長	田 中 浩 夫
総 務 課 長	石 田 啓
建 設 課 長	内 藤 栄 一

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 職 員	渡 部 貴 司
事 務 局 職 員	神 宮 寺 貴 仁
事 務 局 職 員	小 澤 真 二
事 務 局 職 員	望 月 洸 生

**事務局長（田中浩夫君）**

はじめに挨拶を交わしたいと思います。ご起立をお願いいたします。相互に礼。

（一同起立 互礼 着席）

**副議長（藤原正夫君）**

議員各位及び傍聴人の方へお知らせします。携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いをいたします。

開会（午前 10 時 00 分）

**副議長（藤原正夫君）**

本日はお忙しいところご参集いただきまして、誠にご苦勞様でございます。中央市議会の任期満了に伴い、組合議長が不在であります。地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっておりますので、議員各位のご協力をお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 5 年第 1 回山梨西部広域環境組合議会定例会を開会します。

はじめに、報道機関等から写真撮影等の申し出があり、議会傍聴規則第 10 条の規定により、これを許可いたしましたので、あらかじめご了承ください。

本日の会議は、あらかじめお手元に配布してあります議事日程表により行います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

**副議長（藤原正夫君）**

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 71 条の規定により、7 番長谷部集議員、13 番遠藤公久議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

**副議長（藤原正夫君）**

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**副議長（藤原正夫君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

### 日程第3 諸報告

#### 副議長（藤原正夫君）

日程第3、諸報告を行います。

令和4年11月25日、1番田原一孝議員より、組合議員を辞職したい旨の申し出があり、同日これを許可しましたので、ご報告を申し上げます。これに伴い、菫崎市議会より新たに浅川裕康議員が選出されました。

（令和5年）2月21日、任期満了に伴い、中央市議会より、井口貢議員、福田清美議員が選出されました。なお、議席につきましては、会議規則第3条の規定により、議長において、浅川裕康議員1番、井口貢議員9番、福田清美議員10番を指定いたします。

（令和4年）12月17日、遠藤副管理者実父の葬儀に、議会を代表し参列をいたしました。

菫崎市、昭和町で任期満了に伴う選挙が行われ、内藤市長、塩澤町長が再選されましたので報告をいたします。

監査委員から、（令和4年）10月17日に行われました出納検査について、配布しました資料のとおり報告されております。

以上で諸報告を終わります。

### 日程第4 議長選挙

#### 副議長（藤原正夫君）

日程第4、議長選挙を行います。

ここでお諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

#### 副議長（藤原正夫君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

ここでお諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

#### 副議長（藤原正夫君）

ご異議なしと認めます。よって、議長が指名推薦することに決定しました。

議長に井口貢議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した井口貢議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**副議長（藤原正夫君）**

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました井口貢議員が議長に当選されました。議長に当選されました井口貢議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 1 項の規定により、当選の告知をします。

ここで井口貢議員から当選の挨拶があります。井口貢議員、登壇をお願いいたします。

**井口貢君**

はい。

**副議長（藤原正夫君）**

井口貢議員。

**井口貢君**

ただいま、藤原副議長からのご指名によりまして、議長という大役を務めることになりました、中央市の井口貢です。どうぞよろしくお願い申し上げます。非常に身の引き締まる思いであると同時に、大きな責任を感じております。微力ではございますが、組合発展のために、また、円滑な議会運営のために誠心誠意努力を傾注し、最善を尽くす所存でございます。

さて、就任にあたって一言ご挨拶をさせていただきます。本組合は、令和 13 年 4 月からの新ごみ処理施設操業に向けて、様々な事業を進めているところです。組合議会としてもこれらの事業について構成市町の代表として様々な角度から検証し、意見を述べ、組合執行部と互いに協力すべきところは協力して参るとともに、行政に対する監視機能をしっかり果たし、開かれた組合議会運営を目指して参りたいと考えております。

結びになりますが、議員各位におかれましては、より一層のご指導ご協力をお願い申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

一同

（拍手）

**副議長（藤原正夫君）**

ここで議長を交代します。議員各位のご協力、ありがとうございました。それでは議長の井口貢議員、議長席へお願いいたします。

～座席移動～

日程第 5～11 議案の審議

**議長（井口貢君）**

これより議長を務めさせていただきます。引き続き議員各位のご協力をお願いいたします。

日程第 5、承認第 1 号、専決処分の承認を求める件から日程第 11、議案第 6 号、令和 5 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算までを一括議題とします。管理者より提案理由の説明を求めます。

**管理者（望月智君）**

議長。

## 議長（井口貢君）

はい、望月管理者。

## 管理者（望月智君）

本日ここに、令和5年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご参集を賜り、心から御礼申し上げます。開会にあたり、まず今日までの組合の経過についてご報告申し上げます。

まず、環境影響評価業務についてであります。昨年度より通年に及ぶ現地調査を実施しており、その結果を基に来年度からは準備書の作成に取り掛かることとなっており、順調に業務が進んでおります。

次に、新ごみ処理施設の事業方式の決定についてであります。昨年度、PFI等導入可能性調査を実施し、事業方式を公設公営、DBO方式およびBOT方式の3方式に絞り込みましたが、今年度より取り掛かっているごみ処理施設整備基本設計において、今後、プラントメーカーから見積設計図書を徴収する予定となっていることから、今年度中に事業方式を1つに絞り込みたいと考えておりました。その後、市場調査、定量的・定性的評価等の結果を基に検討し、構成市町の副市町長等で構成するごみ処理施設整備検討委員会の意見を踏まえ、先日開催された管理者会にて、本組合としてはDBO方式を採用することについて、同意をいただいたところでございます。来年度は、新ごみ処理施設の根幹となるごみ処理施設整備基本設計に本格的に取り掛かることとなります。今後、有識者や建設地の地元自治会の代表者等を含める中で、施設の全体的な計画や災害対策、環境保全計画等について検討していくこととなります。また、来年度は用地買収も控えておりますので、慎重かつ速やかに事業を進めていく所存であります。

続いて、本定例会に提案いたします案件についてご説明申し上げます。今回提案いたします案件は、専決処分の承認案件1件、条例制定3件、条例改正1件、予算案件2件の計7件であります。

承認第1号、山梨西部広域環境組合職員給与条例中改正の件につきましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会による、職員の給与に関する報告及び勧告を鑑み、これに準じた職員の給与等を改定するため、令和4年12月12日付けで専決処分したものであります。

議案第1号、山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律の一部改正に鑑み、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うものであります。

議案第3号、山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例中改正の件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げる等のため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年の引き上げ等に係る関係条



例の整備を行うものであります。

議案第5号、令和4年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,655万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,502万7千円とするものであります。

議案第6号、令和5年度山梨西部広域環境組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,543万5千円とするものであります。

以上、案件の内容について概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長及び担当課長より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

厳しい寒さとなった冬も終わり、春の日差しが心地よい季節となりました。新型コロナウイルスはようやく落ち着いてきたところでもありますが、ロシアによるウクライナ侵攻や、それに伴う物価の上昇等により、世界的に不安定な状況が続いており、今後もしばらくは大変な状況が続くと考えられます。議員各位におかれましては健康に留意され、組合事業の推進のため、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、経過報告及び提案理由の説明といたします。

**議長（井口貢君）**

管理者の説明が終わりました。これより承認第1号から議案第6号について、議案ごとに順次詳細説明を求め、説明の後、質疑、討論、採決をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求める件について、詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、承認第1号につきまして説明を申し上げます。お手元の議案書の1ページをご覧ください。

承認第1号、専決処分の承認を求める件につきましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告を鑑み、勤勉手当の支給率及び給料表を改正する必要があったため、専決処分したものであります。10ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第1条関係として、職員の勤勉手当の支給率を100分の10、再任用職員は100分の5を増額します。11ページ以降につきましては、給料表の改正となっております。14ページ、第2条は、本年4月以降の勤勉手当について、支給率を一般職員は100分の5、再任用職員は100分の2.5を減額するものであります。昨年12月支給に適用するため、2ページの専決処分書のとおり、12月12日付けで専決処分したので、ご報告するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に議案第1号、山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件について詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、議案第1号につきまして説明をいたします。議案書15ページをお願いいたします。

議案第1号、山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことにより、この保護法に基づき、組合独自に必要な事項を定める必要が生じたため、改めて山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。なお、17ページ、附則の第2条におきまして、現行の山梨西部広域環境組合個人情報保護条例は廃止いたします。

以上が、議案第1号の説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、議案第2号について説明いたします。議案書20ページをお願いいたします。

議案第2号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。先ほどの山梨西部広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、関係する条例を一括で改正するための条例であります。25ページの新旧対照表をお願いいたします。第1条は、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正になります。既存の組合条例の下で運営されていたものを国の個人情報の保護に関する法律の一部改正に準じた組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、所要の改正を行います。飛んで29ページ、第2条として、山梨西部広域環境組合特定個人情報保護条例の一部改正につきましても、条例制定に伴う条文の改正であります。施行については、令和5年4月1日からであります。

以上が、議案第2号の説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号、山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例中改正の件について、詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、議案第3号について説明いたします。議案書30ページをお願いいたします。議案第3号、山梨西部広域環境組合職員の定年等に関する条例中改正の件につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を上げる等の措置を講ずる改正となります。45ページの新旧対照表をお開きください。第2条、定年による退職において、定年年齢を60年から65年とするものがあります。また、47ページ、第7条。管理監督職勤務上限年齢は60年とします。50ページの定年前再任用短時間勤務制の第12条において、60歳以降に退職する職員を従前の勤務実績に基づき、短時間の再任用職員に任用できることとしております。また、51ページの附則第2条において、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に定年を迎える者については、定年年齢を段階的に引き上げることとしております。

以上が議案第3号の説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について、詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、議案第4号について説明をいたします。52ページをお願いいたします。議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件については、地方公務員法の改正による定年の引上げに伴い、関係条例を一括に改正するための条例制定となり、5つの条例に関係しており、それぞれ改正するものであります。61ページの新旧対照表をお開きください。第1条として、組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。第2条は、組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例。第3条は、組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例。めくって63ページの第4条、組合職員の育児休業等に関する条例。64ページ、第5条として、組合職員給与条例の5つの条例を改正いたします。いずれも、適用法令の変更や名称の変更等により改正するものであります。戻っていただき58ページになりますが、第6条として、組合職員の再任用に関する条例は廃止いたします。施行日は令和5年4月1日からであります。

以上が議案第4号の説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号、令和4年度山梨西部広域環境組合一般補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

**建設課長（内藤栄一君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、内藤建設課長。

**建設課長（内藤栄一君）**

よろしく申し上げます。それでは、議案第5号、令和4年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について、ご説明をさせていただきます。議案書の74ページをお願いいたします。

はじめに第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,655万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,502万7千円とするものであります。

続きまして、補正内容についてご説明いたします。75ページと76ページをお願いいたします。はじめに歳入をご説明させていただきます。2款国庫支出金、1項国庫補助金。補正額9万3千円を減額するものでございます。内容につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付額確定に伴い減額するものでございます。次に5款繰越金、1項繰越金。補正額1,664万4千円を追加するものでございます。内容につきましては、前年度決算に伴う繰越金を追加するものでございます。続きまして、歳出をご説明させていただきます。4款諸支出金、1項基金費。補正額1,655万1千円を追加するものでございます。内容につきましては、財政調整基金への積立金でございます。

以上が、議案第5号、令和4年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第2号）の詳細説明となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号、令和5年度山梨西部広域環境組合一般会計予算について詳細説明を求めます。

**事務局長（田中浩夫君）**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、田中事務局長。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、議案第6号について説明をいたします。議案書77ページをお願いいたします。議案第6号、令和5年度山梨西部広域環境組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,543万5千円とするものです。めくって78ページをお願いいたします。まず歳入では、1款分担金及び負担金、1項負担金につきましては、構成市町に負担していただくものとして、1億5,031万3千円を計上しております。2款国庫支出金、1項国庫補助金は、昨年度から引き続き、環境影響調査業務及び基本設計策定業務に対し補助率3分の1、1,081万9千円を循環型社会形成推進交付金として見込んでおります。3款財産収入、1項財産運用収入の1千円は、基金利子を見込んでおります。4款1項繰越金も同様に1千円を計上しております。5款諸収入、1項雑入も1千円を計上しております。6款1項組合債は、土地購入費用として4億4,570万円。物件補償費として1,860万円。合計4億6,430万円を起債として借り入れるものです。

次に歳出であります。1款1項議会費の92万3千円につきましては、議員報酬及び視察研修費が主なものであります。2款総務費、1項総務管理費、5,060万9千円で、職員4名並びに会計年度任用職員1名の人件費。パソコン、コピー機などのリース代。会計システム費用。公平委員報酬等であります。2項監査委員費、4万3千円で、主に委員報酬であります。3款1項建設事業費については、職員7名分の人件費と、委託業務で環境影響調査業務、基本設計及び発注支援業務、代替地測量及び鑑定業務など、委託料総額4,854万5千円を含め、総額1億855万9千円を

計上しています。2項公共用地先行取得事業費、4億6,430万円は、土地の購入費4億4,570万円と起業地内工作物、立木等に対する補償金1,860万円であります。4款諸支出金、1項基金費としまして、1千円。5款1項予備費は、100万円を計上しております。歳入歳出それぞれ6億2,543万5千円となっております。

次に79ページの第2表、地方債の表をご覧ください。起債の目的は公共用地先行取得事業であり、限度額は4億6,430万円。起債の方法は普通貸借で、利率は5パーセント以内としております。めくって80ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書となります。環境影響評価等調査業務委託は令和6年度まで、ごみ処理施設基本設計策定及び発注支援業務委託は令和7年度までの債務負担行為となっております。

以上、議案第6号、令和5年度山梨西部広域環境組合一般会計予算の説明となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**議長（井口貢君）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議員提出議案第1号、山梨西部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について、議題とします。提出議員であります飯野久議員より説明を求めます。

**飯野久君**

議長。

**議長（井口貢君）**

はい、飯野久議員。



## 飯野久君

3番、飯野久です。議員提出議案第1号、山梨西部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例制定について、ご説明を申し上げます。別冊の令和5年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会議員提出議案の1ページをお開きください。

議員提出議案第1号、山梨西部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例制定の件。上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び山梨西部広域環境組合議会会議規則第13条の規定により提出いたします。令和5年3月30日提出。山梨西部広域環境組合議会議長井口貢様。提出者。山梨西部広域環境組合議会議員飯野久。賛成者。浅川裕康、清水康雄。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本条例を制定いたしたいので、この案を提出するものであります。

2ページをご覧ください。山梨西部広域環境組合議会の個人情報保護に関する条例。本条例につきましては、6章からなる本文57条の構成となっており、その主な概要につきましてご説明をいたします。「第1章 総則」では、条例の目的、定義及び議会の責務について規定をしております。「第2章 個人情報等の取扱い」では、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止等について規定をしております。「第3章 個人情報ファイル」では、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定をしております。「第4章 開示、訂正及び利用停止」では、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び各請求の手続き等について規定をしております。「第5章 雑則」では、開示請求等を行う者に対する情報の提供等について規定をしております。「第6章 罰則」では、職員等が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合等における罰則について規定をしております。なお、施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上で説明を終わります。

## 議長（井口貢君）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

## 議長（井口貢君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

## 議長（井口貢君）

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

**議長（井口貢君）**

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は終了しました。これを持ちまして、令和5年第1回山梨西部広域環境組合議会定例会を閉会します。

**事務局長（田中浩夫君）**

それでは、最後に挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。相互に礼。

（一同起立 互礼）

一同

お疲れさまでした。

閉会（午前10時44分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員

